

1996年8月31日

労働時間短縮の意義

前市岡楽正

バブル経済期には労働時間短縮（以下、時短と略す）の必要性がしきりに強調されたがその後の不況が長びくにつれ、時短を求める声は次第に弱まり、現在に至っている。現実の労働時間の推移にも下げ止まりの気配がみられる。こうした事情は第一次石油危機の時期にもみられたものである。経済「危機」が到来すると、目先の状況に目を奪われて時短が等閑視される大きな理由は、その意義が十分に理解されていないからであろう。時短は、単に労働条件の向上の問題ではないし、経済的豊かさとのバランス上追求されるべきものでもない。大きくいえば、それは経済や社会のあり方についての路線変更である。こうした認識のもとに、時短の意義を考えてみたい。

本稿は3つの部分から構成される。では、短縮されるべき労働時間の現状をみる。その際、生涯労働時間の重要性が強調される。では、時短の目的は何かを考える。そしては、時短の現代的意義の検討に当てられる。

・長時間労働時間の現実

(1) 年間労働時間

戦後日本の労働時間の推移は5つの時期に区分できる。敗戦から朝鮮戦争勃発(1950年6月)までの混乱期、それ以降1960年までの労働時間延長期、1960~1975年の労働時間短縮期、1975年~1988年の時短停滞期、そして再び時短が進んだ1989年から現在に至る時期である。戦後のピークである1960年の年間労働時間は2432時間であったが、1995年のそれは1909時間であり(労働省毎月勤労統計。従業員規模30人以上、調査産業計)35年間で21.5%短縮されたことになる。

こうして達成された現在の日本の労働時間の水準をどうみるべきだろうか。『労働白書』は毎年、製造業生産労働者の年間労働時間の6か国比較を掲載している。日本の長時間労働が問題とされ、政府が経済計画に年間1800時間の目標を掲げた1988年(時短停滞期の最後の年)の数字は、日本2189時間(100)、アメリカ1961時間(90)、イギリス1962時間(90)、ドイツ1642時間(75)、フランス1647時間(75)であった。一方、1993年のそれは、日本1966時間(100)、アメリカ1976時間(101)、イギリス1902時間(97)、ドイツ1529時間(78)、フランス1678時間(85)となっている(())内は日本=100)。1993年の日本は、「時短先進国」のドイツ、フランスとの差は依然として大きいものの、アメリカ、イ

ギリスとほぼ同じ水準にまで達している。これを見て、現在の日本の労働時間は「欧米並み」とはいえないまでも「米英並み」ではあるという認識は正しいだろうか。そうではない。

その大きな理由の一つは、広範囲なサービス残業（支払われない労働時間）の存在である。1992年1月に、東京労働基準局が都内の12金融機関80本支店に対する立ち入り調査を実施したところ、1/3の店で残業時間どおりの手当てを支給しないサービス残業が日常化している実態が明らかになったという¹。また、労働省「所定外労働の削減に関する調査」（1991年7月発表、組合員調査）は、所定外労働をしたときの賃金の支払い状況を尋ねているが、「割増賃金が完全に支払われている」との回答は67.5%に止まっている。

サービス残業の規模はどの程度だろうか。この点に関して、毎月勤労統計調査（労働省）と労働力調査（総務庁）の労働時間の乖離がよく指摘される。上述の年間労働時間の推移や国際比較に関する数字は、毎月勤労統計調査によるものであるが、この調査は事業所調査である。各事業所が報告するのは賃金の支払われた労働時間であって、サービス残業は除かれているとみられる。これに対し、労働力調査は個人レベルでの調査であり、実態により近いと考えられる。両者の差は大きく、最近10年間（1986～1995年）の平均で、労働力調査が毎月勤労統計調査を358時間上回っている。2つの調査の差に基づいた小野旭の推計によれば²、1990年で、サービス残業の規模は200時間程度になる。その大きさに驚かざるを得ない。1993年の労働力調査による年間労働時間は2267時間であって、先の6か国比較でこの数字を使うと日本の労働時間の長さは断然1位であり、「英米並み」どころではない。

なぜサービス残業なのか。企業に対する「忠誠心」の顕れだという見方もあるが、「忠誠心」などという時代がかった言葉を持ち出す必要はない。終身雇用・年功制、仕事の範囲や人事評価基準の曖昧さなど、特定の仕組み（環境）の下での合理的行動とみるべきであろう。即ち、長期的利益（昇給・昇進）を考えて、短期的タダ働きに甘んじるという方が正確だと思う。それは一種の投資であって、将来の賃金という形での収益を期待するものである。こう考えると、ホワイトカラーにサービス残業が多いこともうまく説明できる。ホワイトカラーは仕事の範囲や人事評価基準がより曖昧であるとともに、サービス残業という投資の期待収益率もより高いと考えられるからである。要するに、サービス残業は、「国民性」や「文化」の問題ではなく、制度の問題である。その根本原因は、労働力売買という契約意識の希薄さ、さらには個の未確立といった事情にまで遡れるにせよ、直接の原因は、制度・仕組みにある。このことは、この問題が是正勧告や個々人の意識変革では問題は解決しないことをも示していると同時に、制度的な対応によって改善可能であるこ

と意味している。制度的対応はまた、根本的な原因の緩和・解消にも資することになるろう。

日本の労働時間の長さに関して無視できない問題の一つは、通勤時間である。通勤時間は労働時間ではないが、100パーセント労働のための時間である。したがって、これを広義の労働時間に含めて考えるべきだろう。労働時間と同様、日本の通勤時間は国際的に長い。通勤1時間以上の勤労者の比率をみると、日本15.0%（1988）、アメリカ6.0%（1986）、イギリス2.0%（1992）、ドイツ3.0%（1986）、フランス4.0%（1986）となっている³。しかも事態は悪化している。すなわち、上述の日本の1988年の15.0%という数字は住宅統計調査によるものだが、1973年調査では14.4%、1993年調査で16.1%となっている。周知のとおり、大都市圏でのこの比率はずっと高く、悪化の度合いも大きい。すなわち、1973年と1993年を比べると、通勤1時間以上の勤労者の比率は、全国では1.7%の上昇（14.4%→16.1%）であるが、京浜大都市圏（千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市）では4.6%の上昇（27.7%→32.3%）、京阪神大都市圏（京都市、大阪市、神戸市）では4.5%の上昇（17.8%→22.3%）となっている。労働時間の短縮が通勤時間の延長によって相殺されている。

欧米主要国と比較すると、日本の実際の労働時間は依然としてきわめて長い。通勤時間を考慮するなら、その差はさらに拡大する。それだけではない。「年間」ではなく、「生涯」での労働時間でみると、彼我の格差はもっと大きくなる。

（2）生涯労働時間

時短を考える場合、短縮されるべき労働時間の単位は何かという問題は重要である。例えば、1日当たり労働時間を短縮する代わりに、それに見合っただけ従来週休を減らした場合、これは果して時短といえるだろうか。1日を時間の尺度にとれば時短だが、1週間当たりでは時短ではない。1日当たり労働時間を延長して、週間労働時間を短縮する（例えば、完全週休2日制を導入する）場合には、逆のことが起こる。同じことが、年間労働時間と生涯労働時間の間にも起こる。例えば、年間労働時間2000時間と生涯の労働参加年数40年（20～60歳）の状態から、年間労働時間を1800時間、労働参加年数を45年（20～65歳）の状態への移行の場合である。この場合、年間労働時間は短縮されているが、生涯労働時間は延長されている（8万時間→8.1万時間）。これは単なる数字例ではない。現実には、一方で「65歳現役社会」実現の必要性が叫ばれ、他方で、年間労働時間の1800時間への短縮が目標とされているからである。

もう一つ例として、労働時間の短い労働者が付け加わることによって、全体の年間労働時間が短縮されるという現実がある。例えば、1975年を100とした場合の1995年の労

働時間は、男女計で 94.2、男性 98.5、女性 88.3 となっている（労働力調査、非農林業雇用者）。すなわち、男性の労働時間はほとんど短縮していないのに対し、女性の場合 1 割強の時短になっている。この大きな理由は、女性パートタイム労働者の増加である。週就業時間が 35 時間未満の短時間雇用者の雇用者に占める割合を 1975 年と 1994 年とで比べてみると、男性が 3.8 % の増加（6.4 % 10.2%）であるのに対し、女性は 15.1%（17.4% 32.5%）となっている（非農林業、休業者を除く）。パートタイム労働者比率の上昇が女性の平均労働時間の短縮に大きく寄与しているのである。短時間労働者比率の上昇による年間労働時間の短縮は時短か。後述のように、これもまた、生涯労働時間に関する問題である。

労働時間の短縮を、年間でみるべきなのか、生涯でみるべきなのか。結論から言えば、生涯労働時間の観点から時短をみるべきである、というのが筆者の主張である。こういったからといって、他の時間の尺度が無意味と言っているのではない。例えば、1 日の労働時間を一定の限度内にとどめることは重要である。1 日という単位は、人間の体のリズム、そして生活の最も基本的な単位だからである。同様に、1 週間、1 年という単位にもそれぞれ意味があり、したがって、週間労働時間や年間労働時間に一定の制約を設けるということは決して無意味ではない。しかし、労働時間短縮のための時間単位としては、不適當ではないかと言っているのである。時短の時間単位と労働時間規制の時間単位は、必ずしも同じではない。

なぜ生涯労働時間なのかを検討する前に、生涯労働時間の概念を明確にしておこう。生涯労働時間の概念の一つは、コーホート（同時出生集団）の生涯労働時間である。あるコーホートの i 歳時の人口を p_i 、労働力人口を w_i 、労働力人口の平均労働時間 t_i と書けば、コーホートの生涯労働時間は「 $w_i / p_i \times t_i$ 」である（単純化のために「労働力人口 = 就業者」としておく。以下同じ）。生涯労働時間の短縮は、コーホートの平均生涯労働時間が、時間の経過とともに短縮されることである。もう一つの生涯労働時間として、特定年の生涯労働時間を考えることができる。ある年の j 歳の人口を p_j 、労働力人口を w_j 、労働力人口の平均労働時間 t_j と書けば、この年の生涯労働時間は「 $w_j / p_j \times t_j$ 」となる。特定年の生涯労働時間とは、年齢別人口 1 人当たり年平均労働時間（年齢別労働力率 \times 年間労働時間）の合計値である。2 時点間でこの値が減少していれば、時短が進んだということになる。特定年の生涯労働時間は、その年の年齢別人口 1 人当たり労働時間が長期にわたって不変であれば、コーホートの生涯労働時間と一致する。コーホートの生涯労働時間の算出は、彼らの最後の 1 人が死んでしまうまで確定しないので、それを算出するには約 100 年という長い時間が必要である。これに対し、特定年の生涯労働時間

はその年が終われば計算できる。以下では、特定年の生涯労働時間を単に生涯労働時間という。

日本の生涯労働時間の推移は表 1 に示されている。まず男女計をみると、1975 年と 1995 年の 2 時点での生涯労働時間はほぼ同じである（年間労働時間では 6 % の時短）。つまり、生涯労働時間の観点からは、過去 20 年間時短はなかったということになる。次に、男女別では、男性は 5 % の時短になっているのに対し、女性の生涯労働時間は 3 % の延長になっている。この間、女性の年間労働時間は 11% の短縮になっており、（数字は表示していないが）女性のすべての年齢層において年間労働時間は短縮されているから、女性の生涯労働時間の延長はすべて彼女たちの労働力の上昇によってもたらされたものである。

表 1.日本の生涯労働時間の推移

	生涯労働時間			(参考)年間労働時間		
	男女計	男	女	男女計	男	女
1975	86855(100)	118680(100)	57395(100)	2418(100)	2548(100)	2189(100)
1980	88717(102)	119467(101)	59656(104)	2454(101)	2631(103)	2163(99)
1985	89354(103)	119032(100)	60614(106)	2460(102)	2673(105)	2122(97)
1990	89579(103)	118415(100)	61558(107)	2397(99)	2631(103)	2049(94)
1995	85892(99)	113328(95)	59119(103)	2267(94)	2480(97)	1955(89)

*生涯労働時間 = (年齢別労働力率 × 週間就業時間 × 52 週 × 5 年) 単位：時間。

75 歳以上は、「労働力率 × 週間就業時間 = 0」とした。「65～69 歳」「70～74 歳」の労働力率は「65 歳以上」のものを使用。()内は、1975 = 100。

労働力率と週間就業時間は労働力調査による。週間就業時間は非農林従業者。

日本の生涯労働時間を欧米主要国と比べてみるとどうなるか。生涯労働時間を算出するためには、年齢別労働力率と年齢別年間労働時間の 2 つのデータが必要であるが、表 2.では、(a) 年齢別年間労働時間は年齢にかかわらず国毎に一定、(b) 全労働者の年間労働時間は製造業生産労働者の年間労働時間と同じ - - - という 2 つの仮定を置いて、生涯労働時間の荒っぽい国際比較を行っている。この仮定のもとでは、生涯労働時間は「年間労働時間 × 年齢別労働力率」となる。この仮定での生涯労働時間の比較が、年間労働時間での比較と違うのは、年齢別労働力率の違いを考慮しているかどうかである。さて、表 2.に

みるように、一定の仮定の下で計算された各国の生涯労働時間を比較すると、日本との格差は、年間労働時間におけるよりも、生涯労働時間における方がさらに大きいことがわかる。日本は、働いている人の年間労働時間が 5 か国中最高であるのみならず、各年齢毎に労働に参加している人の割合の合計値も 5 か国中最高である。要するに、各年齢での労働力率の高さが、日本の長い年間労働時間を生涯労働時間ベースでさらに長くしているのである。

表 2. 年間労働時間・生涯労働時 人口当たり労働時間の国際比較 (1991 年)

	年間労働時間	生涯労働時間	人口 1 人当たり労働時間
日本	2080 時間 (100)	79040 時間 (100)	918 時間 (100)
アメリカ	1943 (93)	72280 (91)	822 (90)
イギリス	1902 (91)	71325 (90)	760 (83)
ドイツ	1582 (76)	54104 (68)	622 (68)
フランス	1682 (81)	55170 (70)	601 (65)

* 性別・年齢別年間労働時間を国毎に一定とし、その一定値を製造業生産労働者のものとした概算⁴。()内は日本 = 100。

表 2. の右欄には「人口 1 人当たり労働時間」が示されている。これは「 $\{ w_j \times t_j \} / p_j$ 」で算出される⁵。これに対して、生涯労働時間は「 $w_j / p_j \times t_j$ 」であった。両者間には、一方の年齢別労働力人口 (w) あるいは年齢別年平均労働時間 (t) が一定の率で短縮されれば、他方も同じ率で短縮されるという関係がある。また、特定の年齢層において、労働力人口 (したがって労働力率) あるいは年平均労働時間が短縮されると、人口 1 人当たり労働時間、生涯労働時間ともに短縮される。さらに、年齢別労働力人口と年齢別人口を一定とすると、人口 1 人当たり労働時間は、生涯労働時間に正比例する。こうした意味で、後者は前者の代理変数である。

ところで、人口 1 人当たり労働時間とは、人口 1 人を支えている労働時間である。その意義については で検討することにし、ここでは試算結果だけをみておこう。生涯労働時間の場合と同様、「人口 1 人を支える労働時間」における格差は、年間労働時間における格差よりも、より大きくなっている。

さて、議論を戻そう。労働時間短縮の時間単位として、なぜ生涯労働時間が妥当なのか。第 1 に、生涯労働時間は、一貫した観点から労働時間の長さをみることを可能にする。生涯労働時間以外の何らかの時間単位における時短の場合、それ以外の時間単位における時間延長によって相殺されてしまう可能性があるのに対し、生涯労働時間の短縮の場合には、

そうしたことはない。特定の時間単位における時短が別の時間単位における時間延長によって相殺される場合、それは、生涯労働時間の観点からは、労働時間の配分の変更であって、時短ではないということになる。生涯労働時間の観点は、労働時間の配分問題と労働時間の長さの問題を区別することを可能にする。

第2は、生涯単位での休暇や休職の普及の可能性の増大である。例えば、長期勤続休暇（サバティカル）の普及が考えられる。これは、年次有給休暇とは別に、一定の長期勤続者に特別休暇を与えるもので、アメリカやオーストラリアにみられる。また、リカレント教育とそのための休暇休職制度が広がっていくことも考えられる。こうした、年の単位を超える休暇制度等が発達してくると、労働時間の長さを生涯労働時間で測ること意義が大きくなっていくと考えられる。

第3に、生涯労働時間の観点は、年間労働時間と労働力率の動きの統一的把握を可能にしてくれる。具体例の一つは、パートタイム労働者が増加して平均労働時間が減少するという、既述のケースである。もう一つ重要なことは、それが時短と「労働力不足」対策との関係を明らかにしてくれることである。どういうことか。

将来の人口変動（総人口規模と年齢構造の変動）は、労働力人口の減少をもたらすと予想されている。労働力人口の減少を労働力不足と考えることに対しては疑問があるが⁶、ここで問題にしたいのは、そうした考えに基づいて提案されている労働力不足対策と時短の関係である。対策として考えられるのは、高齢者と女性の労働力率の上昇、出生率向上策、外国人労働者の導入の4つであるが、これらはすべて生涯労働時間の延長策である。生涯労働時間の変化は、年齢別労働力率（ w_j / p_j ）と年齢別年間労働時間（ t_j ）の2要因の変化によってもたらされるが、上記の対策はすべて年齢別労働力率を増加させようとするものである。高齢者と女性の労働力率の上昇は、「 w_j / p_j 」の分母を変えずに分子を大きくするものであるから、労働力率を大きくする。外国人労働者の導入は、分母と分子に同じ数を加えることだから、やはり労働力率を大きくする。出生率の上昇は、それによって増加した人口が生産年齢人口となるまでの間は「 $w_j = 0$ 」だから、「 w_j / p_j 」は不変であるが、長期的には人口の年齢構造を若返らせ、労働力率を上昇させる。政府の「生活大国5か年計画」（計画期間1992～1996年度）は、年間労働時間の1800時間への短縮を目標に掲げると同時に、女性と高齢者の就業促進を目指しているが⁷、これは、年間労働時間の短縮を生涯労働時間の延長によって相殺するものである。時短の理由の一つされるものに、欧米との労働時間格差の縮小がある。ところで、年間労働時間の短縮と同時に労働力率の向上策がとられれば、年間ベースでの労働時間格差は縮小するが、現在でも大きい欧米との生涯労働時間の格差は、ますます拡大することになる。「欧米並みの年間

労働時間を」と主張する人は、その主張に一貫性を持たせるためには、同時に「欧米並みの生涯労働時間を」と主張すべきである。少なくとも「欧米との生涯労働時間格差の拡大を」と主張すべきではない。

生涯労働時間の短縮の観点からは、時短を優先するのなら、高齢者と女性の雇用の促進はすべきでないということになる。労働力不足解消のためではなく、高齢者や女性の高い就労意欲に応えるために彼らが働きやすい環境を整備すべきだという主張についてはどう考えるべきか。高い就労意欲に応えた結果としての労働力率の上昇、生涯労働時間の延長である。まず第1に、「高い就労意欲に応える」ために生涯労働時間を延長する（あるいは短縮しない）という主張は、時短の必要性そのものを認めていない。この主張と、「高い就労意欲に応える」ために年間労働時間を延長する（あるいは短縮しない）という主張との違いは、時間の単位だけである。第2に、目的としてであれ結果としてであれ、これらは生涯労働時間の延長だということを認識しておく必要がある。高齢者・女性の労働力率の上昇が予想される状況の下で、生涯労働時間の短縮を図ろうとするなら、労働力人口1人当たり年間労働時間は、その分さらに短縮されなければならない。第3に、女性や高齢者の労働力率の望ましい水準という問題は、生涯労働時間の男女間・世代間への配分問題であって、労働時間の大きさはどうあるべきかという問題とは、別の問題である。両者を混同すべきではない。

・時短の目的

(1) 間違った目的

これまで、時短という政策目標の必要性あるいは妥当性については何も述べてこなかった。欧米主要国との労働時間における格差の存在は、単なる事実の指摘にすぎず、なぜその格差を是正しなければならないのかについては何も語っていない。これでは、長時間労働ではなぜ不都合なのかという問いに有効に応えることはできない。ここでは、時短の目的は何かを検討してみたい。様々な時短の「目的」が挙げられているが、その中には、疑問符を付けたくなるようなものがある。3つ紹介しよう。

まず1つは、「消費拡大のための時短」という主張である。長い停滞期を経て1989年頃から再び進んできた時短は、1988年4月に施行された労働基準法改正の影響が大きい。この労基法の改正に結実する時短への機運が盛り上がってきたのは、1980年代半ば以降であるが、その背景には日本の貿易収支の黒字問題があった。巨額の貿易黒字は、輸出主導型から内需中心型へと経済を転換させることを必要とした。そこで、内需拡大の一つの方策として、労働時間短縮が主張されたのである。この主張の代表的なものとして、1986年4

月の「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」（いわゆる「前川レポート」）がある。報告書は「内需拡大」の具体策の一つとして「消費生活の充実」を挙げ、そこで、賃上げや減税とともに、労働時間の短縮を挙げている。同種の主張として、次のような議論もある。「自由時間の増加は、潜在的な需要の大きい時間消費型消費（ゴルフやゴルフ用品のように時間の有無が消費の意思決定に大きな影響力を持つような財・サービス - - 引用者）の拡大を促し、心豊かな国民生活の実現をもたらすことから、労働時間の短縮による自由時間の増加は、消費充実にとっての最重要課題となっている」⁸。

ここで提出したい疑問は、時短は果して消費拡大に結びつくかという問題ではなく、「消費拡大のための時短」は果して時短となるかである。他の条件が変わらなければ、消費が拡大するならば、生産が拡大し、その生産に当てられる労働時間も増大するはずである。したがって、社会全体では、この消費拡大のきっかけとなった労働時間の減少分は、消費拡大に基づく労働時間の増大分だけ相殺される。労働省が1989年1月に行った試算では⁹、所得水準を一定とし、「完全週休二日制と年次有給休暇20日完全取得」によって年間労働時間1800時間を実現した場合、間接効果も含めた内需拡大効果は8兆3200億円、雇用創出効果は約79万人となっている。当時の年間労働時間は約2100時間、雇用者数（非農林業）は約4500万人であるから、年間1800時間の実現は、135億時間の時短となる（300時間×4500万人＝135億時間）が、その1割以上（1800時間×79万人＝約14億時間）は内需拡大によって相殺されることになる。時短を目指すのであれば、それによってもたらされる消費拡大は時短という目的の実現を妨げる要因であり、ゼロであるに越したことはない。時短による消費拡大は、時短が消費拡大に寄与すればするほど、時短自体を台無しにする。自己矛盾といわなければならない。

次に、時短の目的として、「国際間の公平な競争条件の確保」が挙げられることがある。この主張も、巨大な貿易黒字を背景にした海外からの批判に関係する。すなわち、「働き中毒患者の日本人」という批判への対応である。この主張は、政府の「生活大国5か年計画」（1992年6月30日閣議決定）にもみられる¹⁰。何が問題なのか。国際間の公正競争の確保のための時短」であれば、年間労働時間が欧米並みになればそれでいいということになってしまう。毎月勤労統計での1993年の日本の年間労働時間はアメリカより短くなったのだから、少なくともアメリカとの関係ではもうこれでいいということになる。あるいは経常黒字が縮小すれば、時短はおしまいということになる。時短は、国際的な競争力のレベル合わせのために行われるのではなく、後述のように、ずっと大きな歴史的意味を持っている。年間1800時間などは、ほんの第一歩、一里塚に過ぎない。

疑問符を付けざるを得ない3つ目の時短の目的は、「雇用の維持あるいは拡大のための

時短」である。時間ベースでの労働投入量は「1人当たり労働時間×労働者数」であるが、「雇用拡大のための時短」とは、前者を短縮することによって、後者を増加させようとするもの、すなわち、いわゆるワークシェアリング政策と呼ばれるものである。典型的には、石油危機後のヨーロッパにおいて、少ない仕事量をより多くの者で分かち合うことにより失業を軽減しようとして採られたものがそれである。同種のものとして、「現役世代から高齢世代への雇用機会の再配分」という「日本的ワークシェアリング」の主張がある。曰く「時間的ゆとりに乏しい現役世代の労働時間を短縮し、現役世代と高齢者世代との間で雇用機会を再配分するという形の『日本的ワークシェアリング』を推進し、世代によって格差の大きい自由時間を平準化する必要がある」¹¹。これは、既述のように、現役時代の労働時間の短縮と生涯の労働参加年数の延長の組合せであり、生涯労働時間の長さの適正化の問題ではなく、生涯労働時間の配分の問題である。また、高齢者や女性に短時間就業希望者が多い点に注目して、時短を行うことによって彼らの就業を促進しようという主張（「就業形態多様化」による就業促進のための時短）も同様である。

「日本的ワークシェアリング」について付言すると、それが必要であるとされる根拠は、「現役世代のゆとりのなさ」と「高齢者世代の勤労意欲の高さ」であるが、後者について注意すべきは、それが「現在の高齢者」についてのものだということである。欧米主要国と比較すると、日本の現在の高齢者の労働力率は際だって高く、各種意識調査結果にも高い勤労意欲が見られるのは事実である。しかし、それが将来の日本の高齢者にも当てはまるかどうかは疑問である。様々な調査結果を年齢別にみると、将来の高齢者の勤労意欲は低下していくとみるのが妥当である。というよりもむしろ、高齢者の勤労意欲が様々な社会制度・環境に左右されることを考えるなら、そうした環境を、高齢者の労働力化を促進する方向にもっていくのかどうか、言い換えると、生涯労働時間を延長させる方向にもっていくのか短縮させる方向にもっていくのか、端的に言えば、時短をするのかしないのか問われているのである。

（2）時短の意義

時短の目的は、まず第1に「人間性の回復」のであり、第2に「経済的豊かさの実現」である。

ヨゼフ・ピーパーは言う、「『余暇』が何によって正当化されるかといえば、労働者が余暇をもつことでスムーズに、『事故なしに』働くことができるからというのではなく、むしろ余暇を持つことで人間性を失わない、ということが大切なのです。いいかえると、『余暇』のおかげで労働者は、特定の労働機能にしばられ、狭い環境のなかにとじこめられたまま

にはならないのです」¹²。この「人間性の回復」という目的は、現代の労働の手段的な性格に強く関係している。一般的に、産業化以前の労働に比べて、現代のそれはアウトプット指向であり、手段としての性格が強くなっている。分業の徹底と大規模組織の利用による効率の追求は、一方で、高い生産性(したがって高い所得)をもたらすが、他方で、個々人の労働を限定的・受動的なものにし、労働以外の場で多面的な欲求を發揮しようとする傾向をもたらすと考えられる。労働自体が喜びであるべきだという主張は長い歴史を持ちつつきわめて魅力的であるが、そうした状態が社会的規模で実現できるというのはユートピアに過ぎないであろう。「人は消費者として、彼が生産者として失うものを受け取る」¹³。労働の効率化・手段化は、同量の生産をより短い時間で可能にする。それは時短の可能性と必要性を増大させる。

「人間性の回復のための時短」という観点は、現代の労働の性質が自由時間指向あるいは時短指向をもたらすという意味で、つまり自由時間への逃避という意味で、消極的なものである。それに対し、「経済的豊かさの実現のための時短」という観点は、それに向かって進むという意味で、積極的なものである。

ここに2つの社会A・Bがあって、1人当たりGNPは等しいが、1人当たり労働時間はAがBの半分とする。この場合、社会Aが経済的により豊かであるのは明らかである。それでは、社会Aの1人当たりGNPと1人当たり労働時間がともに社会Bの半分というケースではどうか。この場合、どちらが経済的に豊かであるかをいうのは不可能である。要するに、様々な所得と労働時間の組み合わせからの選択の問題である。ある特定の生産力水準(時間当たり労働生産性)を持つ社会は、それを、より多いGNPとより多い労働時間という組み合わせで利用することもできるし、逆に、より少ないGNPとより少ない労働時間という組み合わせで利用することもできる。経済的豊かさの指標として、通常用いられるのは1人当たりGNPの大きさであるが、労働時間の短さを考慮しないのは明らかに一面的である。

石器時代の労働時間が通念とは異なって、きわめて短かったことはかなり知られるようになってきている。現存するいくつかの狩猟採集経済の労働時間を観察したところ、1日当たり労働時間は、男性3時間13分、女性4時間9分、男女平均3時間41分であったという報告がある¹⁴。年間労働日を300日とすると、年間労働時間は1105時間となるが、これは現代日本の(毎月勤労統計での)労働時間の6割弱の水準である。石器時代の短い労働時間は、その点に関する限り、石器時代の経済的豊かさを示すものである。

繰り返せば、1人当たりの労働時間は、1人当たりGNPと並ぶ、経済的豊かさの指標である。時短は単なる労働条件の改善ではない。また、「経済的豊かさがある程度実現され

たから次は時短だ」というのも正しくない。短い労働時間は経済的豊かさそのもの、GNPと全く同次元の経済的豊かさの指標なのである。時短とは、経済的豊かさの追求である（ここで日本の人口当たり労働時間の長さを想起すべきである。表 2.参照）。

GNPの大きさと労働時間の短さ（自由時間の大きさ）は、特定の水準の生産力の2つの利用形態あるいは実現形態である。時短は一つの選択である。したがって、ある時点からGNPを2割カットし、労働時間も2割短縮するという選択には何ら驚くべき点はない。しかし、現在のところ、所得減を伴う時短という選択は、あまり議論にのぼらない。問題にされるのは、労働生産性の上昇分のどれだけを時短という形態で享受し、どれだけを所得増で受け取るかである。このことは、われわれの社会がいかに成長指向（所得増指向）社会であるかを端的に示すものだが、それはさておき、時短は単に労働生産性の上昇分の利用形態の一つではないこと、すなわち、限界部分における所得増と労働時間短縮の選択に矮小化されてはならないことは注意しておく必要がある。

議論を「生産性の向上による時短」に限定しよう。周知のように、「時間当たり労働生産性の上昇率 = 就業者当たりGNP伸び率 + 労働時間短縮率」が成立する。すなわち、ある特定の時点から、労働生産性が上昇したとき、この上昇分の利用形態には、<経済成長（GNP増）>と<労働時間の短縮>の2つの形態がある。過去において、この生産性上昇の成果配分がどのように行われたかを示したのが表 3.である。これによると、過去、時間当たり労働生産性上昇の大部分が、成長という形態で実現されてきたことがわかる。さらに、時間当たり労働生産性上昇の長期にわたる上昇によって、GNP水準は大きく上昇していくが、時短という形態での利用の割合が増大していくという傾向はみられない¹⁵。

表 3.労働生産性上昇の成果配分（年率）

	時間あたり労働生産性増加率	就業者あたりGNP増加率	労働時間短縮率
1970 / 1960	9.3(100)	8.5(92)	0.7(8)
1980 / 1970	4.2(100)	3.5(83)	0.7(17)
1990 / 1980	3.2(100)	2.9(91)	0.3(9)
1994 / 1990	2.2(100)	0.4(18)	1.8(82)
1994 / 1970	3.4(100)	2.7(79)	0.7(21)

* 単位：%/年。（）内は、時間当たり労働生産性増加率を100とした構成比。

実質GNP：経済企画庁「国民経済計算年報」、就業者数：総務庁「労働力調査」
労働時間：労働省「毎月勤労統計」。いずれも年度計数。

・時短選択の妥当性

(1) 時短選択の合理性

ある社会は、与えられた特定の労働生産性（生産力水準）に対応した、1人当たりGNPと1人当たり労働時間の様々な組合せという一群の選択肢を持っている。これらの組合せのどれを選択するかは、いわば「趣味の問題」であると考えられるかもしれない。しかしそうではない。既に高いGNPを実現している日本のような社会にあっては、時短という選択が合理的であり、それはまた不可避でもある。

なぜ時短という選択が合理的か。その理由の一つは、経済的欲望の充足という点に関係する。生産性の上昇によって、時間当たり賃金（賃金率）が上昇していくとき、やがて、個々人は、所得の増加より、時短を望むようになる。この理屈は、ミクロ経済学が「労働である社会にとっても、生産力の利用形態を、所得増から時短へと徐々に変更していくことが予想される。なぜ賃金率の上昇はなぜ時短指向をもたらすのか。結局のところ、所得の増加によって経済的欲望が徐々に充足されていくのに対し、非経済的欲望の相対的未充足感が高まっていくという点に、その理由を見いだすべきであろう。所得が高くなっていくと、労働時間を1単位減らし（所得の一部を諦め）、その時間を非経済的活動に当てるならば、全体の満足度は高まる。なぜなら、十分に高い所得水準の下では、所得（経済財一般）の限界効用は逡減していくからである。以上のように、個々の労働者は、したがってまた、その集合体である社会は、経済成長が続けば、やがて労働時間の短縮（自由時間の増加）を求めるようになるという、理屈上の見通しが説明できる（しかし現実にはそうになっていないことは、表3.でみた）。

さて、経済活動の目的は経済的欲望の充足であり、その目的の達成度は経済的欲望の充足感によって測定される。現実の所得の増加は経済的欲望の充足感をもたらしているだろうか。表4は、経済企画庁「国民生活選好度調査」の調査結果の一部である。この調査は、様々な項目について、それが自分の生活にとってどの程度重要かを質問している。その調査項目の一つに「収入が年々確実に増えること」がある。調査は、その項目が「あなたのいまの、あるいはこれからの生活にとって、どのくらい重要」であるかを、「きわめて重要」「かなり重要」「どちらともいえない」「さほど重要ではない」「まったく重要ではない」「わからない」の6つから選択させている。表4の「重要度」の欄の数字は、「きわめて重要」と「かなり重要」との合計値（百分比）である。また、「重要度の平均得点」とあるのは、～をそれぞれ、5～1点として平均得点を平均したものである。まず重要度であるが、1978～1993年の15年間に、「収入が年々確実に増えること」が「きわめて重要」あるいは「かなり重要」とする人の割合の推移は、ほとんど変化していない。

重要度の平均得点もほとんど一定である。しかしこの間に、現実の1人当たり実質GNPは1.6倍になっているのである。

表 4. 所得増の重要度への認識

	1978	1981	1984	1987	1990	1993
重要度 (%)	86.9	88.1	88.8	87.6	86.8	87.2
重要度の平均得点 (点)	4.34	4.38	4.38	4.34	4.32	4.33

* 経済企画庁国民生活局編『国民の意識とニーズ (平成5年度国民生活選好度調査)』

(大蔵省印刷局 1994年 p65 および p104) より作成

所得の増加にもかかわらず、所得増指向が弱まらないのは何故だろうか、経済的欲望の充足感が高まらないのは何故か。いくつかの解釈が可能である。

一つは、実現した所得水準は自由時間指向の強まりをもたらすにはまだまだ不足だという解釈である。しかし、自由時間指向をもたらす所得水準が現在のそれよりずっと高いとしても、所得の増加は時短選好を徐々にでも増加させていくはずである。なぜなら経済的欲望の充足は徐々に進捗しているのであるから、言い換えると、経済的欲望の飽和というゴールへと徐々に接近しているのであるから。ところが、所得が1.6倍になっても、「収入が年々確実に増えること」が重要だとする人の割合は、ほぼ一定である。したがって、この解釈は妥当でないと思われる。現在の所得水準が必要な所得水準と比べて問題にならないほどの低水準でしかないというという解釈もあり得るが、その場合、成長の継続は徒勞であって、追求すべき目標ではなくなる。未充足感が残るとしても、所詮叶わぬ夢と断念するのが賢明な態度であろう。

所得の増加に伴って経済的欲望そのものが拡大していくのだ、という説明もあり得る。しかしそうであるならば、追求されるべきは、所得の増加ではなく、欲望を拡大させないためにはどうすればよいかでなければならない。

もう一つの解釈は、経済的欲望の充足感の実現を妨げている要因があるために、所得増指向が弱まらないとする解釈である。「世界最高の所得水準にもかかわらず『豊かさ』を実感できないのはなぜか」という問いに対する答えとして挙げられたものが、この阻害要因に当たる。列挙してみると、ムダなものの生産や公共財の相対的不足など資源配分の不適切、現状への不満感を醸成する過剰な宣伝広告、長時間労働、社会保障の不備あるいは後退、所得分配の不平等、成長の強制的性格(投資の無政府性)、過度の商品化による非貨幣的経済の貧困化、経済第一主義の反面としての非経済的生活の貧困などである。現実の所得の増加にもかかわらず、時短指向が強まらない理由として、この「充足感の疎外要因」

説は説得的であるように思われる。

どの説明をとるにせよ、先の意識調査結果からかなりの確実性をもっていえることは、今よりさらにGNPが1.6倍に増えても、やはり「収入が年々確実に増えること」を重視する人の割合はあまり変わらないのではないかということである。これは、経済的充足感の実現手段としてもはや経済成長が不適切であることを示唆していると同時に、とるべき道が満足感の阻害要因の除去・緩和であることを示している（時短はその一つでもある）、ともあれ、それ自身の重要性を減じていかない成長は無意味である。時短という選択が合理的である。

（2）時短選択の不可避性

時短という選択は合理的であるだけではない。不可避でもある。

既に様々なところで主張されているように、世界全体の視野からみると、人間の経済活動の規模が「地球の限界」に近づきつつある。ローマクラブが四半世紀前に指摘したことが、ますます現実味を帯びてきている。人間の経済活動の規模は、世界人口と世界人口1人当たり経済規模に因数分解できるが、この2つの因子はともに現在「爆発中」である。人口と1人当たり経済規模の「爆発」がこのまま続けば、「成長の限界」に突き当たってしまうことは、容易に予測できる。すなわち、食糧、エネルギー・資源、環境といった問題が前途に立ちはだかっている。

例えば食糧。1989年の世界の耕地面積は14.8億haであり、このうちの7.3億haは穀物生産に、残りが根菜・野菜類・砂糖きび・コーヒー・茶・綿花などの生産に利用された。穀物生産量は17.4億トであったから、収量2.4ト/haということになる¹⁶。さて、世界の潜在可耕地を30億haとし¹⁷、収量を3ト/haとすれば、穀物の最大供給量は90億トとなる。これは、すべての耕地を穀物生産に当てるという極端な仮定を置いた計算である。これを100億人の世界人口で消費するとすれば、一人当たり消費量は900kgとなる。因みに1985年の米国の1人当たり年間穀物消費量は815kgであった（世界平均は336kg）¹⁸。しかも、土壌の流出、農業用水不足、塩害、大気汚染や異常気象による被害など、足元の、地球の食糧供給能力自体に様々な不安材料があるのが現状である。

例えばエネルギー。世界のエネルギー消費の9割は化石燃料である（1993年90.3%、BP統計）が、その化石燃料の残存可採量（究極可採埋蔵量 - 過去の累積生産量）は、石油換算で約14兆バレルである（石油1.5、天然ガス1.3、石炭9.1、オイルシェール・タールサンド2.1¹⁹）。この残存可採量は、1993年の全エネルギー消費量（0.05775兆バレル、1トン=7.4バレル）の242年分に当たる。日本エネルギー経済研究所の試算によると、

2030年の世界のエネルギー需要は、石油換算で21844百万トン（世界人口は8603百万人）である²⁰。この時点での一人当たり消費量を使えば、世界人口100億人では、0.1879兆バレルとなり、化石燃料の残存可採量は僅か75年分に過ぎない。まさに、「歴史的一瞬しての化石燃料時代」である。水力については大抵の適地は既に利用されている。原子力は、その廃棄物が最大の問題であろう。「原子炉は25～45年にわたって発電するだけだが、その放射性の遺産は何十万年も残る」²¹。太陽電池・風力・地熱等の自然エネルギーも、供給の安定性や利用場所の制約の問題等のため中心的なエネルギー源にはなりにくい。核融合発電は見通しが立っていない。

要するに、人間の経済活動の規模を適正なあるいは持続可能な水準にまで、引き下げる必要がある。どの程度の規模が適切か。これは、もちろん計算で自動的に答の出てくる問題ではない。何より情報が決定的に不足しているので選択肢が明らかでない。また、選択肢が次第に明らかになってくるとしても、そのどれを選ぶかは合意形成の問題である。手さぐりで進むほかはない。しかしながら、適正な規模がどの水準であれ、とりあえず当面の目標として実現しなければならないのは、経済規模の「爆発」の停止である。すなわち、世界人口と世界人口1人当たりの経済規模の「爆発」をともに停止させることである。

まず人口であるが、国連によれば、1995年に57億人であった世界人口は、2050年には98億人になると推計されている。この間の増加分の99%は発展途上地域で起こると考えられている²²。もう一つ因子である1人当たりの経済規模について特徴的なことは、地域間格差が著しいということである。1992年の一人当たりGNPをみると²³、世界平均が4385ドルであるのに対し、OECD諸国のそれは21345ドルとなっている。したがって、課題は次の2つに分割できる。発展途上地域での人口抑制、高い所得水準を実現している国々でのゼロ成長経済への移行。

高水準の所得を既に実現している国々においては、経済成長路線の継続は合理的でないし、その長期にわたる継続は不可能である。時短の意義は、成長路線からのポイントの切り替えにある。成長を停止させるための時短、経済をそれに相応しい地位にまで縮小させるための時短である。その際注意すべきは、表3が端的に示しているように、時短は、自動的に実現しないということである。持続的な意思が何よりも重要である。

注

- 1.朝日新聞 1992年1月29日
- 2.小野旭「統計より200時間多い日本の労働時間」(エコミスト 1991年12月16日)
- 3.『平成6年版労働白書』(日本労働研究機構 1994 p216)

「労働力率」×5年間」。「65歳以上」は「65～74歳」と見なし10倍する）。男女別に算出された「 (w_j / p_j) 」を男女の15歳以上人口で加重することにより、「 (w_j / p_j) 」を求める。男女計の「 (w_j / p_j) 」を、年間労働時間に乗じることにより、「 $(w_j / p_j) \times t_j$ 」を求める。なお、外国の男女別生産年齢人口は、アメリカ1990年、イギリス1990年、ドイツ(旧西独1988年、旧東独1990年の合計)、フランス1991年の数値。

5. 「年間労働時間×労働力率×生産年齢人口/総人口」で求めた。年間労働時間は製造業生産労働者のもの(1991年)を使用した。労働力率は「労働力人口/15歳以上人口」で求めた(1990年)。労働力人口、15歳以上人口は日本銀行『日本経済を中心とする国際比較統計1993』p104
6. 拙稿「高齢社会への態度」(神戸大学経済経営学会・国民経済雑誌別冊『経済学・経営学の学習のために』平成8年度後期号所収)を参照。
7. 計画には次のような文言が見られる。「育児終了後の女子の労働市場への参入を促進する」「高齢者の早期再就職を促進する」「年金制度を初めとする各種制度を高齢者の就業インセンティブの観点から見直す」「65歳までの継続雇用を促進する」(経済企画庁編『生活大国5か年計画』大蔵省印刷局 1992 p10~11)。
8. 経済企画庁『時間と消費』(大蔵省印刷局 1987年 p43)
9. 労働省『労働時間短縮に関する提言 - - 労働時間短縮政策会議報告』(大蔵省印刷局 1989 p21)
10. 経済企画庁『生活大国5か年計画』(大蔵省印刷局 1992年 p8)
11. 経済企画庁『時間と消費』(大蔵省印刷局 1987 p45~46)。
12. J. ピーパー『余暇と祝祭』(講談社学術文庫 1988年 p74)
13. E. ハイマン『近代の運命』(新評社 1987 p177)
14. 山内ひさし『経済人類学への招待』(ちくま新書 1994 p47~48)。
15. 1994/1990の労働時間短縮率の割合が大きいのは、景気の低迷(実質成長率は平均1.1%)で就業者当たりGNPの伸びが低いこと、労働需給の緩和による所定外労働時間の減少が労働時間短縮率に大きく寄与していること(寄与率37%)などによる。
16. 西川潤『世界経済入門 第2版』(岩波書店 1991 p89~90)
17. 荏開津典生『「飢餓」と「飽食」』(講談社 1994 p59)表4「潜在可耕地面積に関する推計」参照。
18. 国連食糧農業機関『FAO2000年の世界農業 - - 1988年改訂版/続編』(国際食糧農

業協会 1989 p150 ~153)表4

19. 地球問題研究会「歴史的瞬間としての化石燃料時代」(エコミスト1992年5月19日)
20. 資源エネルギー庁監修『地球時代のエネルギー戦略』(通産資料調査会 1989 p120 ~122)
21. ワールドウォッチ研究所『地球白書92' - 93' 』(ダウニング社 1992 p114)
22. UN , World Population Prospects:1994 出所：厚生省人口問題研究所編『人口統計資料集1995』(厚生統計協会 1995 p18)。なお、発展途上地域とは、先進地域(ヨーロッパ、日本、北部アメリカ、オーストラリア及びニュージーランド)以外の地域。
23. WB「World Tables」,CIA「Handbook of Economic Statistics」等。出所：日本エネルギー経済研究所編『1995 エネルギー・経済統計要覧』(省エネルギーセンター 1995 p 217)

【本稿は筆者個人の見解に基づく】